

第1章 韓国における高等教育制度と大学の設置形態

水田健輔（国立大学財務・経営センター）・金泰勲（星槎大学）
金鉉玉（東京経済大学）・朴炫貞（東京大学大学院）

1. 韓国における高等教育制度の概観

1-1 歴史的背景

第二次世界大戦後の韓国における高等教育は、1946年のソウル大学設立に始まる。1950年には教育法が成立し、高等教育に対する需要が高まる中、政府は大学政策に干渉しない方針をとることとなった。その後、1951～53年の間に7つの地方国立大学が設立されている。第二次大戦後は、米国から手厚い教育資金支援を受けていたが、高等教育に関しては、その80%がソウル大学に投入され、残り20%をその他の大学で分けるという、典型的なエリート校づくりが行われていたといえる。ただし、政府の不干渉が続いていたため、不良大学と呼ばれる質の低い学校が出現している。

1961年の軍事クーデターにより、パク・チョンヒ大統領の軍政に入ると、高等教育機関は政府の厳しい管理下に入ることとなり、また科学技術重視の方向が打ち出された（1963～70年に在学した学生の60%が科学技術関連の専攻に所属していた）。また、1963年に私立学校法が成立し、私学セクターに対して法的な要件が定められた。1966年には学生の入学制限が始まり、学位認定が厳格化された。さらに1969年には、入学要件の設定、入学試験の実施、学位認定試験の義務化が行われている。職業学校の設立も盛んに行われ、後の専門大学（後述）の基礎となった。

1970年には、長期包括教育計画が制定され、高等教育の品質向上に向けた政策が打ち出された。また、実験的高等教育改革プログラムが同年に始まり、パイロット的な高等教育機関が設立されている。パク政権下でも、ソウル大学はエリート化の一途をたどっており、同年のソウル大学10カ年計画により、キャンパスの移転が行われている。さらに、1974年には大学特性化プログラムが始まり、高等教育機関の役割分担や地域大学の振興がはかられた。つまり、現在行われているソウル一極集中の緩和政策は、すでに35年前に始まっていたことになる。

パク政権後の1980年代に入ると、社会ニーズに答えるため、研究者の養成が盛んに行われるようになり、また入学選抜の緩和により学生数が激増することになった（教育改革7.30）。さらに、開放大学（後の産業大学）の創設、機関外学位プログラムの導入なども行われている。80年代の半ばに、政府は教育改革審議会、教育政策諮問会議を設立し、高等教育の自由化を進めようとしたが、あまり大きな進展はみられなかった。

より本格的に自由化が進んだのは、1990年代の半ば以降である。具体的には、1995年の教育改革法以降、規制緩和が急速に進み、特に大学設置要件が大幅に緩和されたため、1996年以降、大学の数が急激に増加した。企業内大学、オンライン大学などが設立されるとともに、学生の流動性を高めるための学点銀行制¹の開始、パートタイム学生の増加なども90年代の後半からの現象である。さらに、大学院の新設も急増し、とりわけ有職者の大学院志向が顕著になるにつれ、いわゆる特殊大学院が全国に設立されるようになった（馬越 2010）²。そして、政府の教育改革会議、教育規制改革会議は、この間に自由化案を数多く提案している。

こうした高等教育の自由化の流れは、2000年代に入っても衰えず、2004年の大学規制改革促

進会議とそのあとを受けた大学規制構造改革会議で、大学の入学要件、学位、定員、方針決定の自由化について議論が続いている。

1-2 韓国の高等教育における問題点

1-1 のような経緯をたどってきた韓国の高等教育の問題点としてよく指摘されるのは、次のような項目である。

まず、ソウルと地方の経済格差とそれにとまなう高等教育のソウル一極集中である。少子化が進む中、地方の進学層がソウルに集中してしまい、地方大学は国公立を問わず、苦境に立っている。特に 1997 年のアジア通貨危機の際には、私学の倒産危機、学生の学費滞納問題、就職難などが問題となっており、就職できなかった卒業生が大学や大学院、エクステンションに戻って、学費を滞納するという悪循環も生まれた。政府は「均衡ある発展」を掲げて、高等教育の多様化・特性化や地方の産学連携プロジェクト（New University for Regional Innovation: NURI）、ソウル首都圏の定員制限などを政策的に行ってきたが、ほとんど効果を表していない。

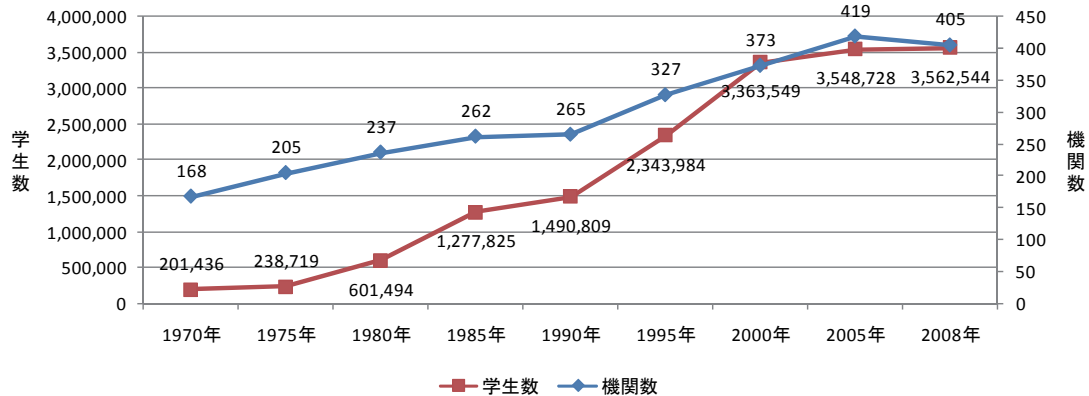
二つ目は、過剰な受験競争の問題である。子どもは幼いころから受験勉強を強いられ、外国語特殊目的高校に進学し、文科系の場合には SKY（ソウル大学・高麗大学・延世大学）などの有名校に進み、公務員もしくは法曹界に入るのが理想とされている³。そのために家計が負担している学校外教育の費用は、KEDI の見積もりで 13.6 兆 W（9,067 億円）⁴に達しており、また大学卒業生の 10%が公務員試験を受験し、失業者の 20%は公務員浪人であるとの統計も発表されている（2004 年）。さらに、1997 年の経済危機以降、科学技術関連の専攻は不人気で、優秀な学生が集まらない状況となっている。つまり、労働市場の需要と高等教育機関卒業生の希望進路はマッチしておらず、2003 年の統計で卒業生就職率は 67%（4 年制の大学に限れば 50%）となっている。逆に社会人の学習熱は低く、1.1. で紹介した学生数の増加は、30 歳未満の伝統的學生層のみの現象である。こうした問題に対して、その根底を 1960～70 年代の強い政府管理とエリート主義に求め、規制緩和による政府関与の縮小が盛んに行われてきたが、いまだに効果を表していない。

1-3 韓国の高等教育機関の現状（原文：金泰勲）

韓国の高等教育は、1980 年代以降の経済成長とともに急速な拡大発展をみせ、高校卒業者の進学率は著しく高い。MEST and KEDI（2008, 256-257）によると、高卒者の 97.0%が進学希望者であり、実際の進学率は 87.9%に上っている（2008 年）。そして、進学者の 80.1%は大学に進んでいる。ちなみに 2008 年度の日本の高卒者の進学率（大学＋専修学校専門課程）は 68.1%であり、そのうち大学・短期大学への進学者が 77.5%となっている（文部科学省 2008, 表 226）。こうした数値をみても、1-2 で紹介した韓国の進学熱の高さが分かる。

実際の機関数と学生数の推移を追ってみると、学生数は 1975 年 23.8 万人、1985 年 128.8 万人、1995 年 234.4 万人、2008 年 356.3 万人と、30 年余りの間に約 15 倍に増加している（図 1-1）。

図 1-1 韓国における高等教育機関数・学生数の推移



出典：MEST and KEDI（2008，591）

現在、高等教育機関は在学者全体の6割強を占める大学・産業大学・教育大学と3割弱を占める専門大学（日本の短期大学）が中心で、その他に放送・通信大学などがある。1997年に制定された高等教育法によると、表1-1の7種類の高等教育機関が定められている⁵。

表 1-1 韓国の高等教育機関（2008年）

機関種別	国立			公立			私立			合計		
	学校	学生	教員	学校	学生	教員	学校	学生	教員	学校	学生	教員
大学	23	388,767	13,135	2	22,908	568	149	1,531,762	40,628	174	1,943,437	54,331
産業大学	5	81,379	113	-	-	-	8	80,497	183	13	161,876	296
教育大学	10	24,116	812	-	-	-	-	-	-	10	24,116	812
専門大学	2	4,229	77	8	22,473	380	137	745,152	11,643	147	771,854	12,100
放送・通信大学	1	272,550	38	-	-	-	-	-	-	1	272,550	38
技術大学	-	-	-	-	-	-	1	132	-	1	132	-
各種学校	-	-	-	-	-	-	3	1,279	23	3	1,279	23

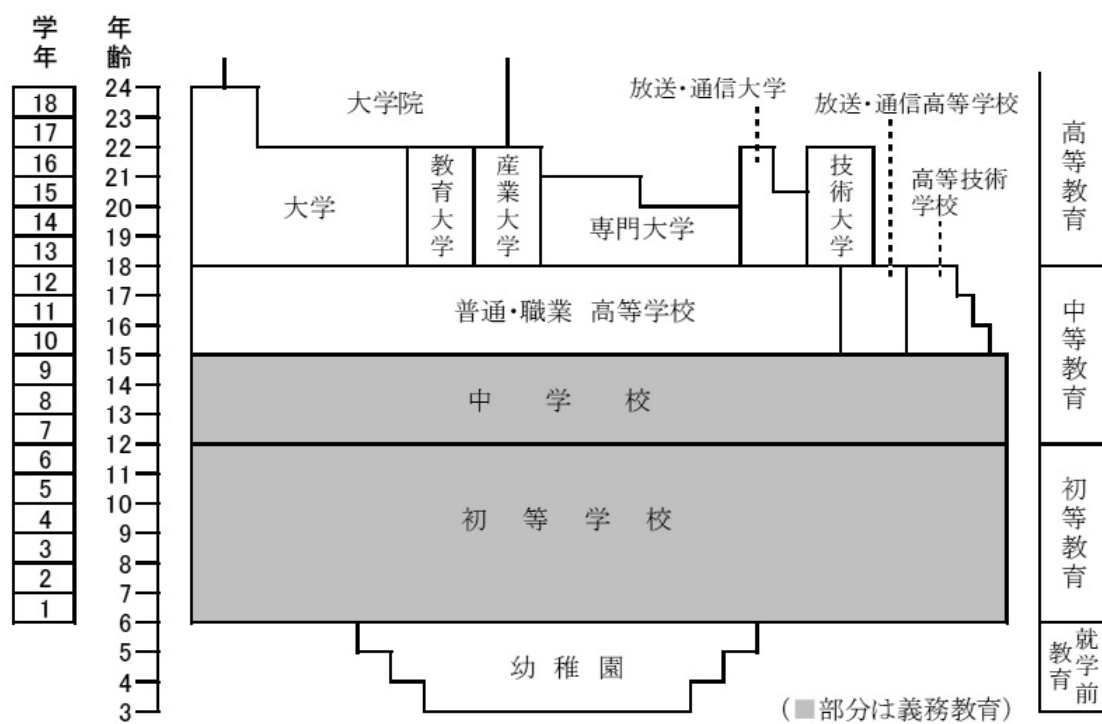
出典：MEST and KEDI（2008，592-593）

「産業大学」は、在職の成人を対象にした大学と同等の専門課程を提供する機関で、かつては「開放大学」と称していたが、1997年に改称した。「教育大学」は、2年制であったものが、1981年に4年制に昇格した。すべて国立の初等教員養成機関である。「専門大学」は、従来からあった短期大学、専門学校、看護学校等を改組して1979年に創設された。2年又は3年制（医療及び幼児教育関係）で卒業者には「専門学士」の「学位」を授与する。日本の短期大学と異なり、職業と結びついた実践的な専門教育を行っており、就職も順調なことから志願者が増えている。

「技術大学」は「産業大学」と同じく、在職者に専門技術を習得させることを目的とする機関で、「専門学士」と「学士課程」（ともに2年）を置くが、2008年現在で1校しか存在しない。各種学校も、高等教育法には大学や専門大学などに準じる教育を提供するとなっているが、3校のみで規模は小さい。

こうした多様な高等教育機関の修業年限や位置づけは、図 1-2 に示されている。

図 1-2 韓国の学校系統図



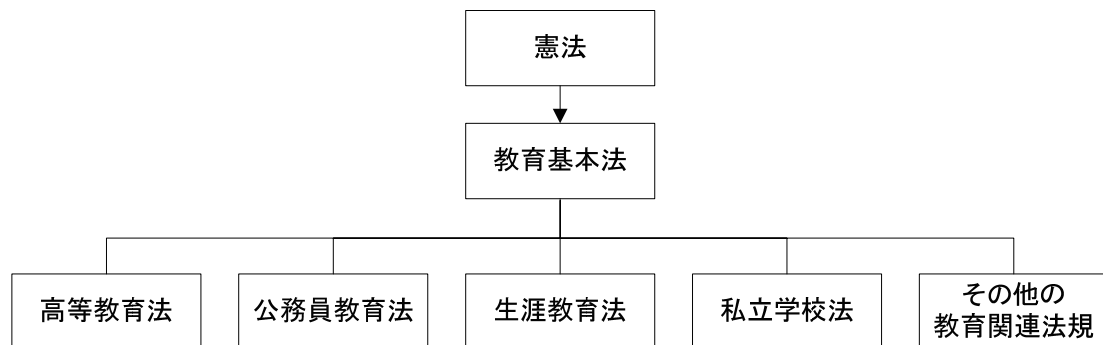
出典：文部科学省（2008b, 95）

2. 高等教育に関する法律体系とガバナンス構造

2-1 高等教育に関する法律体系と設置者別類型

高等教育に関する法律については、憲法のもとに「教育基本法」があり、「高等教育法」がそれにぶら下がる形をとっている（図 1-3）。高等教育の基本法は「高等教育法」であり、「大学設立および運営に関する法律」が国公立の大学すべてに適用されている。実務的な細則については、「大学設置運営規程」（総理令）と同規程規則（省令）で定められている。

図 1-3 韓国の高等教育をめぐる法体系



出典：KEDI（2006，22）

また、設置者別、機関別の法令があり、国立大学については「国立学校設置令」、私立については初等・中等教育も含む形で「私立学校法」、その他にも「教員大学設置令」、「ソウル大学校設置令」、「サイバー大学設立規程」、「放送・通信大学設立規程」などが存在する⁶。また、韓国で初めての国立大学法人である蔚山科学技術大学については、「国立大学法人蔚山科学技術大学の設立・運営に関する法律」という個別法にもとづいている。ただし、KEDI でのヒヤリング調査では、私学の理事会構成で教育科学技術省が学外者を入れるように高等教育法に照らして求めたのに対し、私立学校法で認められた権限の侵害として私学側が反発するなど、法令間の不整合もある。

なお、公立大学⁷については、細則を定めた法律が存在しない。これは、表 1-1 にみられるとおり、公立大学の数が少なく、道政府の財政的な自立度が低いため、特に法令を設けていないとのことであった。また、国・公立の高等機関については、財政的に政府への依存度が高く、政府機関の一部と位置づけており、独自の地位は持っていない。

機関類型別の目的については、高等教育法第 28 条（大学）、第 37 条（産業大学）、第 41 条（教育大学）、第 47 条（専門大学）、第 52 条（放送通信大学）、第 55 条（技術大学）、第 59 条（各種学校）に定められている。しかし、設置者別の機関目的については、法律上明確な定義はなく、国立機関は公的な政府支援を受けている性質上、私学にはできない基礎学問の研究と教育や弱者への配慮を担うべきだとする意見がヒヤリング調査では聞かれた。

2-2 高等教育機関の意思決定・権限構造

2-2-1 設置者別の意思決定機構

高等教育機関の設置者別の意思決定機構については、次のようになっている。

まず、国立については、公式組織である「評議会」と非公式組織の「教授会」が通常は最高意

思決定機関である。ただし、設置令上の機関の代表者はあくまで学長であり、強い権限を有している（2-2-2 参照）。そして、学長の選考方法は、評議会で決定されることになっている。また、教育科学技術省の任命する事務局長を置くこととされており、教員人事以外の学内業務を監督している（ソウル大学では、事務局長と施設部長が教育科学技術部の出向者である）。公立は特に定めはないが、国立に準じた意思決定組織となっている。なお、国立大学の一括法人化にあたっては、「評議会」「教授会」「学生会」「職員会」の4つの意思決定組織構成により、客観性と透明性を確保する構想もあった。

次に私立については、国立のような教員の意思決定への参加は制限されている。創設者の影響力が維持されているケースが強いためであるが、規模の大きな有名私大では教員の意見も反映される傾向にある。意思決定機関は、「理事会」と「財団」からなっており、私立学校法の改正により、外部人材の理事登用（開放型理事）が行われている。私立学校法施行令により、理事会は最低7名を必要とし、親族でメンバーの3分の1を超えてはならないことになっており、また別途2名の監事を置くこととなっている。学長は、理事会により任命され、学内業務を担当する。

2-2-2 諸権限の所有者

まず、各種の権限が政府と教育機関のどちらに属するかについて、一覧にしたのが下表である。私立大学に対する規制や制約はほとんどなく、国立（および公立）も元来政府が所管すべきことを除いて、ほとんどの権限を機関で所有していることが分かる。

表 1-2 法律上の権限所有者の一覧

権限	政府	機関
目標設定	国立	私立
教育内容の決定		国立・私立
カリキュラムの策定		国立・私立
研究重点項目の決定		国立・私立
教員の採用・処遇		国立・私立
資源配分	国立	私立
学位認定		国立・私立
機関の設立・拡大	国立	私立

出典：KEDI（2006，89）

では、こうした権限の所有について、詳細を検討してみると、以下のようになる。

(1) 法定上の基本的事項

高等教育法第5条の1において、教育科学技術部長官は、国公私立を問わず、すべての高等教育機関を監督・指導することとなっており、国・公立機関については直接的に、私立機関については間接的に規制するものとされている。学長には、教務、教職員管理、学生教育について最終決定権が与えられている（高等教育法第15条）。評議会と教授会は、高等教育法施行令第4条の1で、意思決定に重要な役割を果たす自発的内部組織と定義されている。

(2)教職員の採用・処遇

国立機関の教職員の採用権限は、法律上、学長に所属する。ただし、公務員の採用権限は政府にあるため、実質は異なっている。昇進については、学長が決定する。ただし、教職員の採用・処遇にかかわらず、学内運営事項については、教員の意向が強く反映する。ソウル大学を例にとると、学内カレッジの学長や学部長が実質的に権限を持っているとのことであった（ヒヤリング調査より）。ただし、法人化した際に権限は委譲されるものとソウル大学では想定している。私立機関については、採用・処遇とも理事会で独自に決定できる。

(3)教職員給与の設定

国立機関の教職員給与は、公務員給与となるため、機関で独自の取り決めはできない。ただし、ソウル大学では、法人化した場合には、給与体系を独自のものにできると想定している。私立機関については、理事会で独自の給与体系を定めることができる。

(4)定員の設定

2009年3月に実施した現地ヒヤリング調査では、次のように説明を受けた。まず、国立機関は政府の定員政策により定員を定められている。私立機関は、ソウル首都圏所在の機関とメディカルスクール、ロースクール⁸は、政府により定員管理が行われているが、その他の機関は原則自由化されている。加えて、BK21（Brain Korea 21）などの競争的資金交付の条件として定員の縮小を求めており、ファンディングや評価をとおした間接的な定員コントロールは行われている。

ただし、より詳細な定員決定過程（国・公・私立共通）については、ソンドンヒョン（2005）に以下のような記述があり、上記の原則に対して、実質的には政府・大学間の年次定例の手続きにより国全体での定員調整が実施されている。

第1段階：教育人的資源部（2008年～教育科学技術部・ここでは参考文献の記載のまま「教育人的資源部」とする）で、目標とする年度の大学定員の調整のための政策的方向づけを行い、各大学は自由に自大学の発展計画で定員設定を行う。

第2段階：教育人的資源部が大学定員の調整に関する指針を決定・通知し、各大学において定員調整の協議・調整を行う。

第3段階：教育人的資源部が(1)首都圏所在の大学の定員に関する増員（行政自治部（2008年～行政安全部）との協議事項であり「首都圏整備計画に関する法律」にもとづく総量規制）、(2)保健・医療・獣医学関連の学科の増員（保健福祉部および農林水産部等との協議事項）、(3)教員養成系学科の増員について全体調整を行う。

第4段階：各大学は自大学の計画にもとづいて学部・学科・系列ごとの定員調整の結果を報告し、教育人的資源部で検討。政府各省との協議を行った後、定員調整の結果及び結果に至る検討内容を各大学に通知する。

第5段階：教育人的資源部から通知された内容にもとづき、各大学は学則を改正し、改正した学

則を教育人的資源部に送付する。最終的には、教育人的資源部で改正された定員に関する学則を確定し、その結果を公表する。

なお、法律上の取り決めは以下のようになっている（チャンソクファン 2007）。

まず、高等教育法第 32 条は、大統領令で定める範囲内で、大学が学則として定員を定めるように規定している。これに従って、高等教育法施行令第 28 条第 1 項で、学生の定員は入学定員を基準として学則で定めるが、教育部⁹長官が教員 1 人あたり学生数等の基準を定めた場合には、当該の基準の範囲内に準拠するように求めている。また、同法施行令第 28 条第 3 項では、大学が学則として入学定員を定める場合に(1)教員養成に関連する定員、(2)医師、医療技術者、薬剤師及び漢方薬剤師、獣医等の職業需要と関連する定員、(3)首都圏整備計画法第 18 条第 3 項定により総量規制が適用される学校の定員、(4)国立学校の定員、(5)公立学校の定員の 5 つは、教育部長官が定める事項に従わなければならないと規定している。さらに、同法施行令第 28 条第 4 項では、教育部長官が(2)ないし(4)の事項を定める際には、関係する中央行政機関の長と協議するべきであり、(5)の事項を決める際には、関係する地方自治体の長の意見を聴くこととしている。

つまり、教育所管官庁（2008 年～教育科学技術部）の定員調整は、一部を除いて大学に対する拘束力を持たず、定員はあくまで各大学が学則で自律的に定めるものとされている。なお、上記の高等教育法施行令第 28 条第 1 項で長官の定める基準とされているものの 1 つに「大学設立・運営規定」があり、その第 4～6 条は学生定員に密接に関連している（表 1-3）。

表 1-3 大学設立・運営規程より抜粋

条文	基準					
校舎 (第 4 条)	学生の 1 人あたりの校舎の基準面積に、編成の完成年度を基準とした、系列別の学生の定員を掛け算にして、合算させた面積以上。					
	系列	人文社会	自然科学	工学	芸・体能	医学
	学生の 1 人あたりの 基準面積 (㎡)	12	17	20	19	20
* 専門大学及びこれに準ずる各種学校は、校舎の基準面積の 10 の 7 に該当するものとする。						
校地 (第 5 条)	学生の定員に該当する基準面積					
	学生の定員	400 人以下	400 人超過～1000 人未満		1000 人以上	
	面積 (㎡)	校舎建築面積 の以上	校舎基準面積の以上		校舎基準面積の 2 倍 以上	
※「学生の定員」は、編成完成年度を基準とした、学生の定員である。						
教員 (第 6 条)	編成完成年度を基準に系列ごとの学生定員を教員 1 人あたりの学生の数で割った数の教員					
	系列	人文社会	自然科学	工学	芸術・体育	医学
	教員 1 人あたりの 学生の数 (人)	25	20	20	20	8
※大学院大学の場合は、大学院生の数を 2 倍に、大学と大学院がともに設置された場合には、大学院生の数を 1.5 倍に加重させて、教員の数を算出する。						

(5)学費の設定

国立・公立・私立とも学費（「登録金」と呼ばれる）の設定は完全に自由化されている。ただし、韓国の国公立大学の学費については、期成会費という保護者会費的な負担が大きな割合を占めるため注意を要する（2-2-3 参照）。なお、金ビョンジュ（2001）によれば、学費水準の変更にあたって表 1-4 のような賛否の議論がなされたと紹介されている。

表 1-4. 2001 年の登録金改訂に関する議論

値上げ理由	値上げ阻止理由
・ 1998 年度以来 3 年間登録金の値上げがなかった。 ・ 教員の確保と施設・設備の拡充。 ・ 2001 年度実質成長率が 5～6%と推定された。 ・ 2001 年度予算が登録金 5%値上げを見込んだ。 ・ 2001 年度国立大学投資予算の前年比 9.6%増加。 ・ 2001 年度公務員報酬が前年比 6.7%+α の水準。 ・ 1996 年度比物価上昇率：11.5% ・ 国立大学と私立大学の登録金における格差緩和	・ 通貨危機後の経済状況がまだ定常化していない。 ・ 不況、失業率増加、石油価格値上げなどの不安。 ・ 中間層以下の庶民家計の負担を考慮。 ・ 低所得層の教育機会への配慮と国立大学の特性。 ・ 財政赤字の縮小のために緊縮財政を維持。 ・ 学生との摩擦を回避。

また下記の表 1-5 では、2008 年度の国・公立大学と私立大学の学費水準について、最高額と最低額を紹介している（朴ジョンス 2009）。

表 1-5 2008 年度の初年時学費水準（単位：上段 韓国 W・下段 日本¥）

区分		国・公立大学				私立大学		
		入学金	授業料	期成会費	合計	入学金	授業料	合計
人文 社会	最高	423,000	2,058,000	4,482,000	6,963,000	1,092,000	7,752,000	8,844,000
		28,200	137,200	298,800	464,200	72,800	516,800	589,600
	最低	156,000	711,000	2,297,000	3,164,000	150,000	1,680,000	1,830,000
		10,400	47,400	153,133	210,933	10,000	112,000	122,000
理学	最高	423,000	2,310,000	5,688,000	8,421,000	1,092,000	9,264,000	10,356,000
		28,200	154,000	379,200	561,400	72,800	617,600	690,400
	最低	150,000	707,000	2,768,000	3,625,000	470,000	5,418,000	5,888,000
		10,000	47,133	184,533	241,667	31,333	361,200	392,533
工学	最高	423,000	2,588,000	5,602,000	8,613,000	1,092,000	9,696,000	10,788,000
		28,200	172,533	373,467	574,200	72,800	646,400	719,200
	最低	90,000	485,000	3,100,000	3,675,000	250,000	5,368,000	5,618,000
		6,000	32,333	206,667	245,000	16,667	357,867	374,533
芸術 体育	最高	423,000	2,449,000	7,200,000	10,072,000	1,092,000	10,356,000	11,448,000
		28,200	163,267	480,000	671,467	72,800	690,400	763,200
	最低	126,000	643,000	2,934,000	3,703,000	300,000	5,913,000	6,213,000
		8,400	42,867	195,600	246,867	20,000	394,200	414,200
医学	最高	181,000	1,040,000	4,912,000	6,133,000	993,000	11,318,000	12,311,000
		12,067	69,333	327,467	408,867	66,200	754,533	820,733
	最低	175,000	839,000	3,524,000	4,538,000	460,000	7,076,000	7,536,000
		11,667	55,933	234,933	302,533	30,667	471,733	502,400

注：国立産業大学は、含めていない。

元資料：2008 年度教育統計年報

2-2-3 期成会の役割

期成会は、学生の保護者による大学支援組織であり、法人格を持たない任意の団体である。高等教育機関だけでなく、初等・中等教育機関にも存在している。日本における私費会計（私費負担）に近い概念であるが、財政規模がまったく異なる。

例えば、韓国の国立大学については、授業料は国庫に納付され、政府から税と授業料を合わせた財源から人件費予算が措置されるが、実は家計・学生から国庫に支払われる正規の授業料よりも、期成会に支払う会費の方が高いケースが多い。そして、期成会費は大学に直接入るため、国庫から他の大学に再分配される恐れがなく、また大学の裁量で保持、使用することができる。例えば、ソウル大学は国立であるが、政府予算収入（2,000 億 W・133.3 億円／年）と同額の期成会費が収入されている。さらに、韓国の国立大学（狭義）をすべて合わせると、2008 年度の年間期成会費収入は 1 兆 4,364 億 W（957.6 億円）となっており、教育科学技術部が同年度予算で高等教育機関への助成金として計上していた 2 兆 1,691 億 W（1,446.1 億円）の 66.2%に達している（MEST and KEDI 2008, 903, 924-925）。つまり、国家予算の 3 分の 2 に匹敵する財政的な影響力を期成会は持っていることになる。

こうした資金の管理を行うために、期成会独自の職員も採用されており、国立大学では大学の正職員と同じ公務員待遇となっている。

2-3 高等教育政策の変遷

最近の高等教育政策の変遷については、一部次節（2.4.）の規制緩和の流れと重なるが、次のような経緯をたどっている。

まず、2003 年に大統領諮問委員会において、一極集中の問題が大きく取り上げられ、「分権と均衡ある発展」を、大学の特性化と地方大学の発展にもとづいて進めることが了解された。また、教育改革を実現し、知識・文化のリーダーを育てるため、機関運営の民主化・自由化、教員派閥の解消、高等教育システムのヒエラルキーの解消、科学技術の進歩への貢献が謳われた。

さらに、同年 11 月に発表された「高等教育の国際競争力強化政策」では、次の 6 点が 2010 年を目途として目標に設定された（KEDI 2006, 17）：

- (1) IMD 競争力順位の向上：28 位→15 位
- (2) 就職率の向上：60%→70%
- (3) SCI ペーパー（トップ 100 以内）：1 点→5 点
- (4) IMD 知識移転順位の向上：16 位→10 位
- (5) 教員／学生比の改善：1:31→1:20
- (6) 2010 年までに世界級の研究大学を 15 校に増やす。

なお、大学院生支援を中心に若手研究者養成に重点を置いた韓国版 COE である BK21、基礎研究強化政策や地方における産学連携をマッチングファンドで促進する NURI など、ファンディングを軸にした科学技術振興および地域格差解消目的の政策も行われている。

また、高等教育に対するアクセスや新規機関の拡大については、税制優遇措置が政府により準備されている。まず、個人に対しては、年間課税所得から高等教育経費を最大 900 万 W（60 万円）まで控除することができる（所得税法）。次に機関については、7 億 W（4,666.7 万円）まで税

額控除できる。さらに、非営利機関が新設された際には法人税の減税があり、地方税法で土地にかかる固定資産税の控除も行われる。委託研究費と寄付については、租税は免除されるが、個別企業の20分の1以上の発行済株式が寄付された場合には、相続税の課税対象となる。

2-4 高等教育の規制緩和

最近の韓国における高等教育の規制緩和は、「機関の設置・閉鎖」、「定員」、「アドミッション・ポリシー」、「学費」、「評価」について、議論が以下のように進行している。

まず、教育改革会議の議論を経て、1995年に教育改革法が成立した。この後、4つの報告書が発表され、それぞれの内容が実現された。最初が、95年5月の第一報告書であり、学点銀行制の設立、パートタイム学生の拡大、必修科目の設定、国立メディア教育センターの設立、大学の多様化・特性化政策、専門職大学院の拡大、学生募集の自由化、管理運営の自由化、評価とファンディングを結びつけた学術研究強化、グローバリゼーション、学生選考における学生生活記録簿の活用などが謳われている。第二報告書は、96年2月に出され、専門大学等による職業教育の推進、メディカルスクールとロースクールの創設、高等教育法の改正による教育プログラムの自由化、学校のチャーター設定、設立基準見直しなどが含まれている。96年8月の第三報告書には、ハイテク21世紀大学構想、バーチャル大学構想など新形態の提案がなされ、最後の第四報告書では、研究大学の強化、地方の優秀な学生への対応、評価基準・モデルの多様化、専門大学への支援などが盛り込まれた。また、地方大学の強化や統一アドミッション・ポリシーの検討も入っている。

ただし、入学者選抜については、3フツと呼ばれている厳しい規制がある。一つ目は、英語や数学などについて、本考査（ポンゴサ）と呼ばれる難易度の高い独自試験を行ってはならないということである。二つ目は、出身高校を等級に分けた選別をしてはならないということである。最後に三つ目は、入学の見返りに寄付を徴収してはならないということである。韓国の入試は、(1)大学入学修学能力試験、(2)学校生活記録簿、(3)論述試験の3つで行われるが、要するにそれ以外の選考方法や基準を設けてはいけないということになる。また、2008年度から、学生生活記録簿重視の選抜に移行するべく教育科学技術部は動いている（教育科学技術部 2009, 6-11）。

2-5 大学評価制度と情報公開

KEDI と高麗大学でのヒヤリング調査結果を総合すると、韓国における広義の大学評価には、大きく分けて以下の3種類がある。1つ目は認証評価で大学総合評価（大総評）と呼ばれるもの、2つ目はBK21やNURIなどの競争的資金獲得のために最低限必要とされる指標評価、3つ目はメディアのランキング（中央日報、朝鮮日報など）や国際的基準による評価（AACSB、EFMD、Washington Accord など¹⁰⁾）である。ここでは、イ・ミョンバク政権のもとで進められている、大総評改革の動きについて紹介する。

2-5-1 大学総合評価（大総評）

韓国の大学総合評価制度は、1994年に開始されたものであり、政府の支援のもとに大学教育協議会が実施している。内容は、大学の総合評価と専攻別評価からなっており、500点満点で点数化される。この7年に1度の大総評の結果は、社会における信頼と資金獲得に響くため、大学にとっては「死活問題」であるとKEDI（2006, 95）は指摘している。

2-5-2 教育機関の情報公開に関する特例法(2007 年 5 月)

2008 年に発足したイ・ミョンバク政権は、大総評の信頼性に疑問を持ち、根本的な見直しを命じた。その結果、高等教育法が改正され基本評価体系の再構築が行われることになった。具体的には、自己評価の結果を教育科学技術部長官が指定した評価機関が実査し、結果については WEB 上ですべて公開されることが法律で求められた（「教育機関の情報公開に関する特例法」および「同法施行令」）。

高麗大学でのインタビュー調査結果によれば、この評価に切り替えた意味は大きく 3 つある。1 つ目は、評価機関を大学教育協議会に限らず、能力のある民間機関に開放した点である。現在のところ、この協議会以外に実施能力のある組織はないとのことであるが、今後評価スキルを持った民間セクターが拡大し、多様な評価機関から選択可能となることが期待されている。2 つ目は、WEB に公開することにより、一般国民が評価結果を目にすることができるようである。つまり、評価を内部的な手続きで終わらせずに、衆目にさらして、改善へのインセンティブを与えることが期待できるとしている。3 つ目は、大総評が政府資金とリンクしていたため、その評価項目の優先順位に機関の自立性が制約されていたのを解放できる点である。特に弱小機関は独自性を出して、少子化等のもたらす危機を乗り越えなければならないが、評価の画一性はこうした努力を無にしてしまう可能性が大きかったため、その改善を図ることができるということである。

ただし、新しい評価に対応できるだけのインフラができているのか、あるいは特定の民間事業者とのなれ合い評価になる可能性があるのではないかとといった課題は残されている。

2-6 教育科学技術部の組織体制

イ政権への移行により、教育人的資源部は教育科学技術部に改編された。内部組織については、従前は高等教育局のもとに関連政策部署がそろっていたが、改編後は機能別に分散しており、以下のような部署が各個別領域を担当している。

- (1) 人材政策室：人材政策総括課、科学技術人力課、産業人力養成課、評価企画課、大学情報分析課、人力需給統計課
- (2) 学術研究政策室：学術研究振興課、大学研究支援課、大学制度課、大学自律化推進チーム、大学経営支援課、研究機関支援課、学研協力支援課

ちなみに、現在の教育科学技術部は 780 人体制であり、4 室、5 局、1 委員会、70 課、9 チーム、13 担当官（室と課の中間調整役）を擁している。

3. 高等教育機関の財務と予算

3-1 高等教育機関の財務構造

ここでは、まず韓国的高等教育機関が公財政支援を受ける法的根拠から確認したい。表 6 は、韓国教育政策研究所（2008, 17）に掲載されている費用負担を定めた法体系であり、設置者別に国・公・私立とも、国および地方自治体から支援を受けることが可能であり、また支援することが政府の義務であることが定められている¹¹。

表 1-6 高等教育機関に対する公財政支援を定めた法律内容

教育基本法	高等教育法	私立学校法	産業教育振興及び産学協力促進に関する法律
・ 国家と自治体の安定的教育財政の確保のための施策の樹立・実施義務（7条1項）	・ 国家と自治体の、大学への財源の支援・補助が可能（7条1項）	・ 国家および自治体の私立学校への支援可能（43条1項）	・ 国公立産業教育機関の、実験・実習費への特別配慮（11条） ・ 国公立産業教育機関の経費負担（18条、19条1項）
・ 教育財政の安定的確保のための法律制定（7条2項） ・ 私立学校に対する国家と自治体の支援・育成の義務化（25条）	・ 学術研究のための国家の支援義務（8条）	・ 実業学校への優先支援（44条）	・ 自治体負担経費の国家補助（19条7項） ・ 自治体実施の産業教員への現職教育経費の国家補助（19条3項） ・ 私立産業教育機関の施設費等の補助（20条）

韓国中央政府の教育予算およびその内訳としての高等教育予算の規模については、公式統計から単純に数値を導くことが出来ず、実際に複数の文献・資料（Yu 2001¹²、KEDI 2006、MEST and KEDI 2008）の中で定義の異なる様々な金額が扱われている¹³。その中でも、朴ジョンス（2009）が政府の「国家財政運用計画 2007-11」と教育科学技術部 2009 年度予算・基金運用計画をもとに作成した表 7 が最も包括的で極近年のトレンドをよく表していると思われたため、ここで紹介する。

表 1-7 2007-09 年度の教育予算構成（単位：上段 韓国億 W・下段 日本億 ¥）

区分	2007年度の予算		2008年度の予算		2009年度の予算		年平均の増加率
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
幼児・初等・中等教育	273,800 18,253	87.2%	310,328 20,689	86.2%	329,681 21,979	86.1%	10.2%
高等教育	35,863 2,391	11.4%	43,569 2,905	12.1%	46,624 3,108	12.2%	15.0%
生涯・職業教育	3,318 221	1.1%	4,487 299	1.2%	5,105 340	1.3%	26.9%
教育一般	1,092 73	0.3%	1,624 108	0.5%	1,295 86	0.3%	9.3%
教育予算合計	314,074 20,938	100.0%	360,008 24,001	100.0%	382,705 25,514	100.0%	10.9%

注：上記の支出予算金額＝内部取引、施設保全支出、金融性基金（学生ローンの信用保証）は除外。

2007 年度からの 3 年間をみただけでも、教育予算は年平均 10% 強の伸びを示しており、中でも高等教育予算は平均 15% ずつ増加した（教育予算内の構成比は約 1% 上がっている）。しかし、高等教育予算の配分先は、40 の国立大学に 2.3 兆 W（1,533 億円）が配られている反面、294 の私立大学が受け取った金額は 2,684 億 W（178 億円）である。

ちなみに 2009 年度の日本の文部科学省一般会計予算は、総予算額 5 兆 2,817 億円に対して、国立大学運営費交付金が 1 兆 1,695 億円、私立大学経常費補助が 3,218 億円となっており、両者をあわせて予算全体の 28.2% を占めている。教育所管省庁の予算に占める高等教育予算の割合からすると、日本の方が高等教育に重点を置いているようにみえるが、日本で地方交付税をと

して配分されている初等・中等教育経費が、韓国の場合には地方教育財政交付金として教育科学技術省が配っているため、単純には比較できない。

次に高等教育予算をさらに目的別細分化して 2008-09 年度の増減を比較してみると、表 8 のようになっている（朴ジョンス 2009）。

表 1-8 2008-09 年度の高等教育予算の目的別構成（単位：上段 韓国億 W・下段 日本億¥）

目的区分	2008年度予算	2009年度予算	増減
大学の特性化・多様化	3,492.3	0.0	-100.0%
	232.8	0.0	
大学構造体制の改善	720.3	263.2	-63.5%
	48.0	17.5	
大学教育の力量の強化	6,111.6	9,984.4	63.4%
	407.4	665.6	
高等教育へのICTの支援	104.5	119.2	14.1%
	7.0	7.9	
学術研究の力量の強化	2,680.1	2,940.1	9.7%
	178.7	196.0	
韓国史の研究の振興	281.1	279.1	-0.7%
	18.7	18.6	
適切な国家奨学金制度の基盤構築	7,092.8	8,185.8	15.4%
	472.9	545.7	
国立大学の運営の支援	21,605.0	22,957.7	6.3%
	1,440.3	1,530.5	
私立大学教員への国家年金負担金	2,373.8	2,683.8	13.1%
	158.3	178.9	
借入金の返済	428.8	378.6	-11.7%
	28.6	25.2	
合計	44,890.3	47,791.9	6.5%
	2,992.7	3,186.1	

元資料：2009 年度教育科学技術部所管予算および基金運用計画

まず、国立大学の活動を支える基盤的な支援資金は、先述のとおり 2.3 兆 W（2009 年度）となっており、高等教育予算全体の増加率に同期して増えていることが分かる。また、高等教育予算全体に占める割合は 48.0%となっており、約半分の額が国立大学の基盤財源で占められている。また、その他の大きな動きとしては、「大学の特性化・多様化」の予算が 2009 年度に皆減となり、「大学構造体制の改善」も 3 分の 2 に縮小される中、「大学教育の力量の強化」がこれらの予算を取り込んで 6 割を超える増加を示している。これは、1-2 や 2-3 ですでに紹介した NURI プロジェクトが終了するとともに、フォーミュラにもとづく新しいファンディングが始まったことに起因している（3-5 参照）。

さて、話を国立大学の基盤財源に戻すと、その配分方法と対象経費について詳細を明らかにしている資料は公表されていない。しかし、以下のような補足情報が得られているので、この場で紹介しておく。まず、国立大学への基盤財源の配分方法については、韓国教育開発院（KEDI）高等教育研究部研究員の Yi Pilnum 氏から次のような回答を得ている。

- (1) 国立大学に対する最も主要なファンディングは、フォーミュラベースで計算されている。
- (2) 年度ごとの交付額は、クライテリアを設定した上で、フォーミュラで計算されており、その内容は教育科学技術省が決定している。具体的な内容は、在学生数、教職員数、歴史的経緯、特殊目的（例. スポーツ強化、海事訓練など）などが含まれている。

また、この基盤財源がカバーしている経費の範囲については、韓国の国会議員による国政監査請求により政府から開示された表 1-9 のデータが役に立つ¹⁴。この経費構成からみると、公務員である国立大学教職員の人件費はもとより、物件費（基本経費）、施設費、事業経費等、財源の

使途は幅広く想定されていることが分かる。また、学生一人あたりの支援額は 468.3 万 W (31.2 万円) 程度であり、期成会費を含めた初年度家計負担の平均値と大体同じである（つまり、公私負担割合は概ね 50:50）。

表 1-9 2006 年度国立大学国庫支援の内訳と推移（単位：上段 韓国億 W・下段 日本億 ¥）

区分	基本経費(A)	人件費(B)	施設費(C)	主要事業費(D)	その他(E)	合計(F=A+B+C+D+E)	在学生の数(B)	学生1人あたりの国庫支援額(G=F/B)
専門大学	29.9	218.2	56.4	43.1	33.5	381.1	5,247	726.4
	2.0	14.5	3.8	2.9	2.2	25.4		48.4
教育大学	174.9	933.5	162.1	27.8	334.5	1,632.8	25,392	643.0
	11.7	62.2	10.8	1.9	22.3	108.9		42.9
大学	2,033.6	12,244.2	2,224.7	3,829.4	2,409.6	22,741.5	498,002	456.7
	135.6	816.3	148.3	255.3	160.6	1,516.1		30.4
総計	2,238.4	13,395.8	2,443.3	3,900.3	2,777.6	24,755.4	528,641	468.3
	149.2	893.1	162.9	260.0	185.2	1,650.4		31.2

注：学生一人当たり金額のみ、単位は万 W および万円。

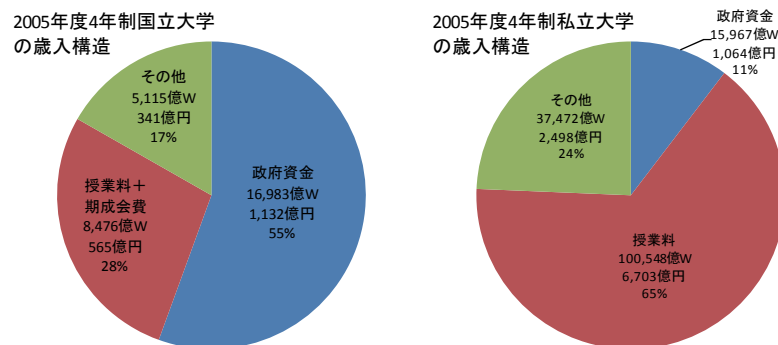
ここまでは、教育科学技術部所管の予算のみを対象としてきたが、他省庁からの支援を含めた全体像が韓国教育政策研究所（2008，11）に掲載されていたため、参考まで表 1-10 として紹介する。政権交代の度に省庁再編が行われているため注意を要するが、教育科学技術部（教育省＋技術省）の割合は、2006 年度の状況から推計して、概ね 80% 台後半とみられ、その他の省庁は少額でかなり分散していることが見て取れる。

表 1-10 2006 年度政府全体の高等教育支援額（単位：上段 韓国億 W・下段 日本億 ¥）

区分	教育省	科学省	産業・ 資源省	労働省	情報・ 通信省	福祉省	中小企業省	その他	合計
予算	32,958	5,186	2,286	1,433	803	707	392	118	43,884
	2,197	346	152	96	54	47	26	8	2,926
構成比	75.1%	11.8%	5.2%	3.3%	1.8%	1.6%	0.9%	0.3%	100.0%

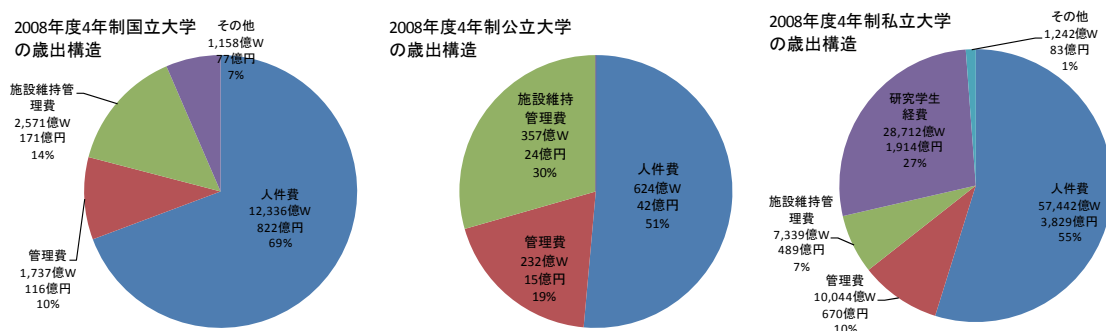
次に 4 年制の国・公・私立大学の歳入・歳出構造について検討する（図 1-4 から 1-8）^{15）}。

図 1-4 および図 1-5 2005 年度における 4 年制国立大学と私立大学の歳入構造



出典：韓国教育政策研究所（2008，48）

図 1-6～1-8 2008 年度における 4 年制国・公・私立大学の歳出構造



出典：MEST and KEDI（2008，911,934）

まず、歳入構造についてみると、国立大学は 55.5%が政府資金、27.7%が授業料＋期成会費となっている。ただし、機関により歳入構造には差があり、例えばソウル大学の場合には、概算で政府資金が 2,000 億 W (133.3 億円・22.2%)、期成会費がほぼ同額、獲得研究資金が 4,000 億 W (266.6 億円・44.4%)、その他が 1,000 億 W (66.7 億円・11.1%) となっており¹⁶、国立大学の平均的な姿と比較すると、研究資金の獲得能力の高さは群を抜いている。一方、私立大学では、授業料が 65.3%を占めており、政府資金はほとんど入ってこない。制度的に日本の私立大学経常費補助のような仕組みはなく、政府資金を構成しているのは、BK21 や NURI などプロジェクトベースの研究資金や、学術振興財団からの研究費補助のみである。

次に歳出構造については、国・公立大学と私立大学で内容の細分化の度合いが異なるため、注意が必要である（特に私立大学の「研究学生経費」については、国立大学では管理費に含まれている可能性がある）。人件費が主要な歳出項目であることは、3 セクターとも同じであるが、相対的にみて国立大学は人件費、公立大学は施設維持管理費、私立大学は管理費の負担が重いとみられる。

3-2 高等教育機関の財務分析

高等教育機関の財務データについては、私学財団連合会の高等教育情報管理センターがすべての大学の財務情報を機関別に保有している。そのデータを使用して国立大学を法人化した場合のシミュレーションや経営困難に陥っている私立大学の洗い出しなどが行われている。後者については、日本の私立学校振興・共済事業団の財務評価を参考にしており、会計士を派遣して粉飾の疑いを調査する、あるいはコンサルティング業務を行う別組織を設立するといったことが行われている。

3-3 教員給与の算定

教員の給与については、規制により年功による計算がほとんどを占めている。KEDI（2006，72-77）によると、具体的には、年功分（65%）、基本分（23%）、業績分（4%）、その他（8%）となっている。この傾向は国・公・私立をとおして共通であり、教育発展 5 カ年計画（1999～2003 年）に定めた業績給の導入はあまり進んでいない。

なお、業績給を導入している場合の評価対象については、教育・研究が 30～40%、プロフェッショナル・サービスが 20%となっており、産業大学でも研究の評価割合が 3 分の 1 を超える

ケースが多い。

3-4 高等教育予算の安定的確保の試み

高等教育の財源確保のため、旧・教育人的資源部は、高等教育財政支援法案を策定し、経済官庁との協議を行った。この法案の内容は、ターゲットとする租税収入の7.8%を自動的に高等教育予算とするものであり、財政法で定められている初等・中等教育への交付金算定方式の高等教育版を提案したものである。初等・中等教育については、13%（2001年改訂）が自動的に予算配分されるため、税収の減少した年は、高等教育予算の削減で教育関連予算の総額を調整されてしまう傾向にあった。そこで、こうしたアイデアが出たわけである。なお、確保された税収を高等教育機関に配分する方法については、日本の地方交付税と同様のシステムが考案されていた（韓国教育政策研究所（2008）の政策提言の柱となっている）。具体的には人件費や事業費などの基準財政需要額を算出し、基準財政収入額との差額を補填する制度を構想している（「財政欠陥補助制度」）。ただし、設立主体や機関類型により、計算方法を変えることが注記されている。

この構想については、結局、他省庁の反対で法案は上程できなかったが、この法案をめぐる折衝の中で、国家中期予算での高等教育予算の増額が約束された。

3-5 大学教育力量強化事業

2007年度に終了したNURIプロジェクトの後継として、2008年度から学部生教育の強化を目的として、4年制大学を対象にフォーミュラを利用した新しいファンディングが始まっている。これは、「大学教育力量強化事業」と呼ばれているもので、成果にもとづく追加配分に使用されている点で注目される。事業費は2,649億W（176.6億円）で「均衡ある発展」を意識して首都圏と地方で事業額に差をつけている（首都圏699億W（46.6億円）・地方1,950億W（130.0億円））。その内訳としては、大学への支援金が2,637億W（175.8億円）、事業管理運営費が12億W（8,000万円・総事業費の0.45%）と見込んでいる。支援の対象は、全国の4年制国・公・私立大学であり、財源配分のための順位づけには、表1-11のような指標を使用している。詳しくは、資料編を参照のこと。

表 1-11. 大学教育力量強化事業における使用指標

分野	現状指標
成果指標	① 就職率の指数
	② 在学生の充員率
	③ 国際化水準
条件指標	④ 専任教員の確保率
	⑤ 奨学金支給率
	⑥ 学生1人当たり教育費

4. 韓国の国立大学法人化

4-1 主要な経緯(原文:金泰勲)

大規模に拡大した韓国の高等教育では、多様性が大きく広がっている。しかしながら、国立大学を中心に、大学運営の自律性を向上させるために、法人化の検討が進められている。韓国における国立大学の法人化は、表 1-12 のような過程で推進されてきた。

表 1-12 国立大学法人化の推進過程

1987 年 : 「教育改革審議会」(教育大臣の諮問機関) による「教育改革総合構想」において、国立大学の法人化案が公表された。
1995 年 : 「教育改革委員会」(大統領諮問機関) による「5・31 教育改革」において、希望する大学は特殊法人化する方針が公表された。
1999 年 : 「教育部」による「教育発展 5 カ年計画試案」において、国立大学の構造改革案が提出された。
2002 年 : 「企画予算処」は「国立大学運営に関する特別法(仮称)」の制定に関して、大学の会計改革より法人化の推進を求めた。
2005 年 : 大統領主催の「特性化のための大学革新方針案」をテーマとした「人的資源開発会議」において、国立大学の自律的法人化への誘導方針が示された。
2006 年 : 2 月に「教育人的資源部」は、大統領に対する業務報告の席において、「国立大学運営体制に関する特別法」を年内に制定し、2010 年まで新設される蔚山国立大学、ソウル大学など 5 校程度の大学を特殊法人化する方針を公表した。
2006 年 : 9 月 27 日に「国立大学法人化阻止のための共同闘争委員会」が結成された。
2006 年 : 9 月 29 日に「国立大学法人の設立・運営に関する特別法(案)」のための公聴会の開催が延期された。
2007 年 : 3 月 9 日に「国立大学法人の設立・運営に関する特別法(案)」(教育人的資源部公告 2007-36 号) の立法を予告した。
2007 年 : 4 月 6 日に国会で議員立法により、「国立大学法人である蔚山科学技術大学設立・運営に関する法律」を可決し、同年 7 月 7 日から施行された。
2007 年 : 5 月 11 日に「規制改革委員会」の「行政社会分科委員会」において、「国立大学法人の設立・運営に関する特別法(案)」は、大学の自律性を侵害する可能性があるとして、法律の補完及び改正が要請され、一部改正が行われた。
2007 年 : 6 月 5 日に國務會議において、国立大学法人の設立・運営に関する法律案を審議し議決した。
2008 年 : 3 月 20 日に「教育科学技術部」から、大統領に対する業務報告の席で、大学・研究機関力量強化の一環として、「条件の整えた国立大学は先に法人化を推進し、まだ条件が整備されていない大学に対しては、予算編成運営の自律性と透明性確保のための大学会計制度を別途導入する」とし、2008 年上半期に、「大学の自律性拡大及び効率的経営体制確立」のための国立大学法人化法を、下半期に「(仮称) 国立大学財政運営に関する特別法」を制定するという計画を明らかにした。
2008 年 : 4 月 4 日に大統領が招聘した大学学長懇談会の席で、教育科学技術部長官は、大学の自律的な制度基盤の構築に最善をつくすと言明した。

4-2 ソウル大学における法人化の検討

4-2-1 検討経緯

ソウル大学では、1980年代から法人化の議論は行われてきた。その構想が具体化したのは、国立大学の一括法人化法案であった。この法案の目的は、国立大学の運営効率化にあった。そして、この議案の内容が明らかになって以降、ソウル大学内では、評議会と教授会において、法人化の検討が進められてきた。その4年間の議論の成果については、それぞれ報告書として残っており、ドイツやフランスの制度との相互比較も行われている。

しかし、同法案については、地方国立大学の存立が危ぶまれるとの理由で、反対が大きく成立が難しくなった。それに対して2008年にソウル大学学長となったイ・ジャンム氏により大学本部として、正式に法人化検討委員会が立ち上げられた。この検討委員会では、教育科学技術部の作成した新しい法案を学内で見直し、同部と内容の協議を行っていたが、2009年12月8日に「国立大学法人ソウル大学校設立・運営に関する法律案」は正式に閣議決定された（ただし、2010年5月17現在で国会を通過したとの情報はない）。

4-2-2 法人化の制度設計に関する議論

上記の法案が固まるまでになされたソウル大学における検討内容は、すべての国立大学に適用する制度設計ではなく、ソウル大学独自のものである点に注意しなければならない。法案に至るまでに議論されていた内容は以下のようなものである。

- 経営意思決定機関として理事会を設置する。理事会の構成は、学内、学外をそれぞれ50%とし、理事長は理事会で決定される。ただし、ソウル大学の教職員は、理事長と学長の兼任を望んでいたが、教育科学技術部はこれに反対していた。学内の議論としては、教育科学技術部の学内運営に対する介入を最小限にとどめたいという意向があったが、教育科学技術部は理事長を学外者（同部の人間を含む）にすることを希望していた。
- 職員の処遇については、（期成会職員とパートタイム職員を除いて）法人化後は教員はすべて非公務員とする方向で議論が進んだ。ただし、職員は希望により教育科学技術部に戻ることもできるとしたが、おそらくほとんどの職員が非公務員として大学職員にとどまるだろうと予想していた（同部での受け皿の用意ができず、昇進等の処遇においても不利と見込まれていた）。
- 国からの予算額については、ソウル大学の特例として認められている（総予算に対する）割当比率を維持することはもとより、法人化という過程を経ることにより、増額を求めているという考えを示していた。ソウル大学は、戦後の米軍からの資金援助やパク政権下におけるエリート大学育成政策で優遇を受け続けてきたが、キム・デジュン大統領時代に始まった平等主義により、「国立大学の一つに過ぎない」と位置づけられた。そこで、ソウル大学が独自の法人化を行うことにより、かつての優遇政策を取り戻し、世界ランキング上位の大学と比較しても劣らない予算額を獲得しようと考えていた。
- 法人化賛成派の論拠としては、「組織の柔軟性が高まる」「予算の繰り越しが可能になり、財政効率が高まる」「年功序列の公務員の処遇をやめ、年俸制の業績主義にすることができる」といったものがあげられていた。他方、反対派の主張は、職員の「雇用」や「年金制度の変更による不利益」への不安、教員による「基礎学問の研究投資が減少する」恐れなどがあげられていた。

4-2-3 国立大学法人ソウル大学校設立・運営に関する法律案

上記のような議論を経て策定された法案の概要は、以下のとおりである。

- 理事会、評議会、学事委員会、財経委員会を設置する。
- 国有財産・物品は、国立大学法人ソウル大学校に無償譲渡出来る（運営上必要な財産は、国は無償譲渡しなければならない）。その場合には、教育科学技術部長官と企画財務部長官（日本の財務大臣にあたる）の事前協議が必要。
- 国家は、毎年度人件費、経常的経費、施設拡充費、教育・研究発展経費を安定的に財政措置する義務を有する。
- 4年単位で大学運営成果目標を設定し、それに対応する4年間の計画を策定するとともに、年度別大学運営計画を策定・公表する。目標・計画の成果は評価・公表され、行財政支援に反映する。評価にあたって、教育科学技術部長官は独立機関の設置や他機関への委託も可能。
- 法人教職員への転換を望まない教職員は5年間公務員身分を保持できる。
- 年金は原則として「私立学校教職員年金法」が適用されるが、「公務員年金法」適用者は希望により20年間「公務員年金法」の適用を受けることが出来る。
- 国立大学法人ソウル大学校は独自の定款を定め、それを変更する場合には理事会の3分の2の賛成を得る必要がある。
- 役員は、理事長1人、理事7～15人、監事2人とし、教育科学技術部長官が推薦する監事が常勤とする。
- 総長は、総長推薦委員会（学内・学外あわせて30人以内で構成）が選んだ候補者から理事会が選出し、教育科学技術部長官の推薦により大統領が任命する。任期は4年。
- 総長は、2人以上の副総長を選出する。任期は2年。
- 理事会は、総長、副総長中定款で定める2人、企画財務部長官の指定する1人、教育科学技術部長官が指定する1人、評議会の推薦する1人、その他有識者等で構成し、2分の1以上を学外とする。
- 理事長は、理事の中から互選で選出する。
- 理事会の機能：総長の選任、役員の選任・解任、予算・決算、重要財産の取得・処分、主要組織の設置・改廃、中長期大学運営・発展計画、定款変更、主要規定の制定・改廃、基金の造成など。
- 監事の1人は教育科学技術部長官の推薦、他の1人は評議会の推薦を受けた公認会計士資格者であり、理事会で選任し、教育科学技術部長官が承認する。任期は3年。
- 教職員の任免権は総長が有する。この法律に定められていない教職員に関する事項は「私立学校法」を準用する。
- 評議会は、国立大学法人ソウル大学校教職員50人以内で構成する。評議員の任期は2年で、議長と副議長が互選。中長期大学運営・発展計画、役員の推薦、教育・研究・教職員の処遇などを審議する。
- 学事委員会は、国立大学法人ソウル大学校教員25～35人で構成する。任期は2年。総長が委員長を兼任。審議事項は、年度別大学運営計画の教育・研究関連事項、学生の入学・卒業に関する事項、教員人事、教員の評価、教育課程、成績と学位などである。
- 財経委員会は、学内外あわせて25～35人で構成し、学外者が3分の1以上を占める。任期は

2 年。委員長は互選。審議事項は、年度別大学運営計画の財務・経営関連事項、予算・決算、学費、投資計画、収益事業、債務負担行為、給与・報酬・退職手当等の支給基準などである。

○財務会計に関する事項：

- －会計期間は3月1日～2月末日。
- －資本金は、国と自治体からの無償譲渡資産－借入金で計算。
- －財産管理は、「教育・研究用」と「その他」の用途別に分ける。教育・研究用財産のうち大統領令に定めるものは処分不可または教育科学技術部長官の承認が必要。
- －長期借入・債券発行は可能であるが、理事会の議決、教育科学技術部長官の承認、同長官と企画財務部長官の事前協議を要する。
- －監査法人の監査済み財務諸表を含む決算書を理事会議決後20日以内に教育科学技術部長官に提出しなければならない。
- －毎年度の余剰金は、まず借入金の償還に充てた上で、繰越等で学校運営のために使用可能。
- －収益事業の収益は、学校運営に充当しなければならない。

○その他、この法律に定めのない事項については、民法の財団法人に関する規定を準用する。

4-3 法人化に対するその他のコメント

KEDI の話では、韓国における国立大学法人化の政策的方向性は、「希望する大学が自主的に参加する」、「希望する大学は独立した会計処理を行う」、「希望する大学は外から理事を招く」という3点にまとめられていた。また、法人化を見据えて、済州教育大学と済州大学の統合などが行われており、大学再編を含む制度改革の一つのきっかけとなっている。これに加えて、高麗大学では、国立と私立の境界があいまいになり、両者が近づくので平等性が高まるというイコール・フッティングへの期待が語られていた。

しかし、2009年12月の法案閣議決定後、マスコミの論調は総じて厳しく、「ソウル大学だけ特別扱いとなっている」「ソウル一極集中解消のため、世宗市（現在計画進行中の人工行政都市）に移転する裏取引があるのではないか」といった記事が流れている（2009年12月8日ハンギョレ新聞、12月9日ソウル新聞など）。ソウル大学への無償譲渡が前提となる国有財産は、政府資料によると1兆4,853億W（990億円）と見積もられており、国立大学全体の財産の60%以上を占める（李キョンスク 2007）。また、法案に国が半永続的な財政支援を十分に行う旨の一文が大学の希望どおり入ることになり、他大学の反発を呼んでいるようである。例えば、地方有力国立大学である釜山大学は、「ソウル大学並み」の法人化を目指すとして、同様の条文を含んだ法人化法案を準備する意向を示している（2010年1月6日朝鮮日報）。

5. 韓国の高等教育機関の設置形態と日本への示唆

以上、韓国の高等教育機関について、その歴史的背景、現況、法的根拠とガバナンス、意思決定・権限構造、財務構造と財政制度、法人化の論議などをまとめた。ここで明らかとなった点をまとめてみると、下記のような日本との異同がみられる。

○高等教育需要の拡大に対して、私立大学を中心とした受け皿を作り、対応してきた点は類似している。また、OECD の Education at a Glance において、例年、GDP 比の公財政支出規模がOECD 平均の2分の1程度と低く、私費負担は2倍以上と大きい点も類似している。

- 大学の地域格差も日本と類似しているが、ソウル首都圏所在の大学とそれ以外の地域の大学の格差は30年来の大きな政策課題となっている。「均衡ある発展」に向けて、国・公・私立を問わず、地方大学をサポートする政策が相次いで打ち出されているが、高等教育需要はソウル首都圏という立地にほぼ規定されており、成果はあがっていない。
- 韓国の場合には、背景として大学受験に対する家計の熱心さが根強く、公財政負担の拡大による家計負担の軽減化などは、社会問題として深刻に受け止められていない。現状の高負担でも、高校卒業生のほとんどが進学希望であり、8割以上が高等教育機関に進学している。
- また、高等教育機関に対する規制は、日本に比較してかなり緩い。その顕著な例が定員政策であり、私立大学については、ソウル首都圏に在しているか、ロースクール、メディカルスクール以外は、公式の定員規制は存在しない。よって、表1-1にみられるとおり、学生／教員比が私立大学（狭義）の平均で37.7人（日本の私立大学は16.7人）という状況になっており、特にソウル首都圏に所在すれば、劣悪な教育環境でも需要が衰えないという特殊な売り手市場となっている。
- さらに、国立大学においても授業料の設定は自由であり、特に期成会費に対しては何も規制が設けられていない。つまり、政府資金の不足は期成会費という暗黙の授業料を値上げすることで相殺可能であり、こうした状況はむしろ米国の州立大学に類似しているといえる。それでも、進学熱によりソウル首都圏所在の大学に関しては、価格弾力性はほとんどなく、需要は衰えないという状況にある。
- 唯一日本に比較して規制が厳しいのが入学者選抜である。大学の独自性を打ち出した選抜方法は認められず、特定の要件により統一試験を免除するような定員枠に対して、世間の目は差別的で厳しい。この点については、政府の政策と社会の認識が一致しており、入学者選抜は絶対的な公平・公正性を要求されている。家計の進学熱は、こうしたフェアプレイが確保されていることが前提になっており、その原則が破られることに対する社会的な拒否反応は、日本では想像しがたいほど強い。
- 国・公立大学の法人化については、運営の効率化論だけが先行してしまい、特に地方大学で反発が強い。そのため、全国の国立大学等を一斉に法人化することは、地方大学の振興を掲げる政府方針と矛盾する点が指摘されており、実現に至っていない。また、ソウル大学の法人化については、同大学を国家フラグシップとして位置づける狙いが強いため、日本の国立大学法人化と政策目的を同列に扱えないことに注意を要する。

おそらく韓国の制度と比較対象となるのは、授業料と学生支援、高等教育の商品価値を規定する属性などが問題となる日本およびアングロサクソン系諸国のシステムが中心ということになりそうである。しかし、質保証への対応の遅れが特定の高等教育機関に対する超過需要により、需要者側からほとんど問題視されていないという点を研究上十分に踏まえておかなければならない。

＜参考文献＞

－和文－

- 馬越徹 2010, 『韓国大学改革のダイナミズム－ワールドクラス (WCU) への挑戦』 東信堂.
- 教育科学技術部 2009, 『主要教育政策動向－日本文部科学省代表団の関心事項を中心に－』, 文部科学省 調査団訪問時配付資料 (2009年2月16日) .
- 文部科学省 2007, 『教育指標の国際比較 平成19年度版』 .
- 2008, 『学校基本調査－平成20年度－初等中等教育機関 専修学校・各種学校編』 .
- 李星鎬 2004, 「韓国の高等教育」, アルトバック, P. G. ・馬越徹 (編) 『アジアの高等教育改革』 玉川大学出版部.

－英文－

- Choi, Jungyoon, Lee, Jungmi, Jung, Jinchul and Seong, Taejae 2007, *Analytical Study on the Quality Standard of Korean Universities (1)*, 2007 Research Abstracts, Korean Educational Development Institute (KEDI), pp.74-79.
- Korean Education Development Institute (KEDI) 2006, *OECD Thematic Review of Tertiary Education: Country Background Report for Korea*, OECD.
- Lee, Hyun-Chong 2005, *Country Report: Korea*, provided in the 8th Session of the Regional Committee under the Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees in Higher Education in Asia and the Pacific, which was held in Kunming, China in May 2005.
- Ministry of Education, Science and Technology (MEST) and Korean Educational Development Institute (KEDI) 2007, *2007 Brief Statistics on Korean Education*.
- 2008a, *2008 Brief Statistics on Korean Education*.
- 2008b, *Statistical Yearbook of Education 2008*.
- Park, Namgi 2007, Korea, *International Handbook of Higher Education*, Part Two, Springer, pp.867-879.
- Shin, Jung Cheol 2009, Classifying Higher Education Institutions in Korea: a Performance-Based Approach, *Higher Education*, 57, pp.247-266.
- Yonezawa, Akiyoshi and Kim, Terri 2008, The Future of Higher Education in the Context of a Shrinking Student Population: Policy Challenges for Japan and Korea, *Higher Education to 2030*, Volume 1: Demography, OECD, pp.199-222.
- Weidman, John C. and Park, Namgi (eds.) 2000, *Higher Education in Korea: Transition and Adaption*, Falmer Press.
- －韓国語文献翻訳－
- ①韓国教育開発院提供資料
- 韓国教育政策研究所 2008, 『高等教育財政の安定的確保のための方策の研究』 .***
- 教育科学技術省 2008, 『大学教育力の強化事業』***
- ②高等教育関連法規
- 高等教育法*
- 国立学校設置令**
- 国立大学財政会計法*
- ソウル大学校設置令**
- 国立大学法人蔚山科学技術大学設立運営に関する法律*

国立大学法人の設立運営に関する法律案*

私立学校法**

③その他

金ビョンジュ 2001, 「国立大学の登録金の合理的策定方案（自律化）」教育人的資源部. ***

ソンドンヒョン 2005, 「学部制及び募集単位の広域化政策、そして大学定員政策の改善のための方案に関する研究」, 教育人的資源部. ***

チャンソクファン 2007, 「「文民政府」以後の大学定員に関する政策の分析」『教育行政学研究』第25巻第4号, pp. 389-412. ***

朴ジョンス 2009, 「大学財政の基盤の拡充と国際競争力」, 韓国私学振興財団創立20周年記念「私学の教育の振興のための学術コンファレンス」資料集（2009年6月30日）, pp. 43-63.

李キョンスク 2007, 『国立大学が特殊法人化されれば、資本金の規模が両極化する恐れ』（報道資料）. ***

李泰基 2008, 『国立大学財政・会計法（試案）に対する討論文』.*
（全国公務員労働組合大学本部政策委員長）

李デュヒュ 2007, 「大学序列体制の構造と解消方案に関する研究」『教育社会学研究』第17巻第3号、2007、pp. 131-157. **

『2009年度における「大学教育の力量強化のための事業」に関する進捗状況』（ソウル大学企画室副室長 Lee Keun-Gwan 准教授からの提供資料）. ***

漢陽大学ウェブサイト（「学点銀行制」解説）. ***

35万人の希望、21世紀テグ・慶北地域大学生連合ウェブサイト（国会議員による国政監査資料）. ***

一 翻訳担当者（敬称略）:

金泰勲（星槎大学共生科学部教授）*

金鉉玉（一橋大学大学院商学研究科博士課程、現・東京経済大学経営学部講師）**

朴炫貞（東京大学大学院教育学研究科比較教育社会学コース博士課程）***

<注>

¹ 漢陽大学ウェブサイト（<http://cce.hanyang.ac.kr/indexE1.html>）より：

①学点銀行制とは、学内だけでなく、学外の多様な形の学習および資格を、学点として認め、これが累積され一定の基準を充足すると、学位の習得も可能とする。究極的には、「開かれた教育の社会」、「平生学習社会」を求現させるための制度である。個人の学習の経験は、学点化されて「学点銀行運営本部」に登録される。この学点が累積され一定の基準に達すると、大学の学部卒業の学歴が認められ、学士学位を取得することができる。基準になる累積の最低限は、140学点である。なお、学士学位の保有者は、新たな分野の専攻科目を35学点履修することによって、また違う分野の学士学位を取得することができる。卒業基準の学点を履修した場合、漢陽大学の学則によって、総長名義の学位が授与される。

②対象：

(ア)就学年齢時に高等教育の機会を得ることのできなかった社会人

(イ)大学中退の社会人

(ウ)大学の卒業証を持っていないが、資格の取得によって実力を備えている社会人

(エ)独学士の段階別試験に合格した後、学点銀行制による学位を取得しようとする社会人

(オ)学点を認めてもらい、大学等に編入学しようとしているもの

(カ)すでに学位を持っているが、新たな分野の専攻を、社会教育機関をとおして勉強しようとしている者

² こうした流れは、米国型のメディカルスクール（2003年）やロースクール（2009年）の設立へと続いている。

³ 理工系の場合には、国立の韓国科学技術院（略称：カリスト）と私立の浦項工科大学（略称：ポステク）が、地方大学として例外的に高いプレステージを得ている。この両校の場合には、ソウル大学の理工系学部合格者が流れるケースもあり、高麗大学および延世大学の理工系学部は、この両校よりも一段階下にみられている。

⁴ 1韓国ウォン（W）＝1/15（約0.07）円で計算している（以下同様）。

⁵ このほかにも、私立のインターネット大学である「サイバー大学」が17校あり、85,984人の学生が在学している（2008年）。

⁶ ごく近年の例としては、「法学専門大学院の設置および運営に関する法律」が2007年に制定され、2008年から施行された。

⁷ 韓国の地方行政区域は以下のような区分となっており、公立大学については道が所管する大学が多いが、入学難易度や社会的プレステージでは、ソウル市立大学が群を抜いている。

○特別市：ソウル特別市

○広域市：釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市

○道：京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道

○特別自治道：済州特別自治道

⁸ ちなみに、ロースクールに関しては、「法学専門大学院の設置および運営に関する法律」第7条第1項で、「教育科学技術部長官は…法学専門大学院の総入学定員を決める。この場合、教育科学技術部長官は、総入学定員を予め国会の所管常任委員会に報告しなければならない」と規定し、また第2項では、「教育科学技術部は第1項によって法学専門大学院の総入学定員を決める際には、法院行政処長、法務部長官と協議しなければならない。この場合、「弁護士法」第78条による大韓弁護士協議会の長、…法務部長官の許可のもとで設立された社団法人韓国法学教授会の長等は、教育科学技術部長官に意見を提出することができる」と規定されている。

⁹ この段落では、高等教育所管の官庁名を参考文献の記述のまま「教育部」とする。

¹⁰ AACSBは、Association to Advance Collegiate Schools of Businessの略称であり、ビジネス・スクールの認証評価を行っている。EFMDは、European Foundation for Management Developmentの略称で、マネジメント教育の世界的な認証団体である。Washington Accordは、工学関係の学位認証に関する国際協定となっている。

¹¹ この他にも「法学専門大学院の設置および運営に関する法律」第17条第2項では、「法学専門大学院を置く大学は、法学専門大学院の運営に関する財政を確保すべきであり、奨学金制度等学生に対する経済的支援方案を備えるべきである」と間接的に公財政支援の必要性を規定している。

¹² Yu, Hyun Sook 2001, “Analysis of Government Funding for Tertiary Education Institutions and Recommendations to Increase Efficiency”, KEDI commissioned research CR2001-25.

¹³ KEDI (2006, 78)によると、教育人的資源部（当時）の2004年度予算は26兆3,996億Wであり、そのうち16.6%の3兆3,332億W（2,222.1億円）が高等教育予算となっている。また、Yu (2001)では、2000年度の高等教育予算は3.3兆W（2,200億円）であり、このうち70%の2.4兆W（1,600億円）が教育人的資源部（当時）の予算であり、残りの9,000億W（600億円）は他省庁とされている。また、この予算の使途については、国立大学の運営費に1.7兆W（1,133億円）、残りの1.6兆W（1,067億円）は研究および研究関連資金と位置づけられているとして使用されている。さらに、KEDI (2006, 82)によると、2005年度にプロジェクトベースで高等教育機関に配分された資金は、一般会計予算が1兆1,866億W（791.1億円）、特別会計予算が6,921億W（461.4億円）、補助金が1,241億W（82.7億円）となっている。このうち約70%が教育人的資源部（当時）の予算であり、残りは他省庁という記載がある。ちなみに、配分手続きについては、1兆5,974億W（1,064.9億円）が公募申請型、残りの4,054億W（270.3億円）はプロジェクト指定型となっている。最後にMEST and KEDI (2008, 908-909)によると、2007年度の教育科学技術部歳出決算額は合計30兆9,435億W（2兆629億円）となっており、高等教育関連支出は一般会計が3兆1,349億W（2,090.0億円）、特別会計が2,694.0億W（179.6億円）の合計3兆4,043億W（2,269.6億円）となっている（総予算の11.0%）。

¹⁴ 当初は、韓国民主労働党の元議員であるチェ・スンヨン氏の個人ウェブサイトにて公開されていたが、今回使用しているデータは、教育問題を考える大学生団体（35万人の希望、21世紀テグ・慶北地域大学生連合）のウェブサイトから入手した。なお、オリジナルデータには大学別の交付額も詳細に記載されている。

¹⁵ 国・公立大学の歳入構造については公式統計が存在しないため、国立大学のみ韓国教育政策研究所（2008）掲載の2005年度データに依った。それにともない、私立大学も同資料を参照した。また、MEST and KEDI (2008)に国・公・私立大学の歳入構造は掲載されているが、国・公立大学は大項目の集計値であるのに対して、私立大学のみ細分化されており、3つのセクターで同じ基準の区分がなされているかどうかは確認できていない。

¹⁶ ソウル大学企画室長であるChu Chong Nam教授からのヒヤリング情報。